

京都市告示第597号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和3年3月5日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社 いろどり（代表社員 片岡 亮介）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza 丹波橋105号室

3 事業所の名称

ソーシャルワーク事務所 つむぐ

4 事業所の所在地

京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza 丹波橋105号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和3年3月6日

7 事業所番号

2670900436

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）